

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

- 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）……………1
- 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）（抄）……………2

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～九 （略）

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害（以下「特定タンカーアイ 所有者損害」という。）を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。
イ 保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上 のものであること。

ロ （略）

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者（以下「特定保険者」という。）がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等（当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。）についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。

イ （略）

ロ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額（以下「担保上限金額」という。）を超えないものであること。

ハ・ニ （略）

一二 （略）

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）（抄）

（特定損害保険契約の保険金額の下限）

第一条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十号イの政令で定める金額は、一億円とする。

（担保上限金額の算定の基礎となる金額）

第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、八千八百六億二千二百二十万四千円とする。